

防災・減災対策について

質問：北川議員

本府では、この 10 年間で5回にもわたり、災害救助法が適用されるほどの大規模な災害が発生する中、災害からの安全な京都づくり条例を制定し、ハード・ソフト対策を実施しているが、防災・減災対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1)第1次及び第2次緊急輸送道路に指定されている府管理道路に、異常気象時通行規制区間が 15 箇所設定されており、豪雨等によって規制基準に達し通行できない事態が発生すると、緊急物資の輸送に支障が生じるが、緊急輸送道路のあり方に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

① 緊急輸送道路であり、かつ異常気象時通行規制区間の設定された道路に対して、本府はどのように整備を行い、災害からの安全な京都づくり条例第 48 条に基づく救援物資等の輸送体制をどのように整えるのか。

② 山城南地域の国道 163 号沿線地域の府民に対する緊急輸送体制や、府民の安心・安全対策をどのように確保するのか。

(2)本府は、府民の防災意識を高めるため、京都府マルチハザードシステムなどで多くの情報を提供している中、実際の災害時に対応できる住民は限定され则认为るが、府民に対する防災意識の向上への取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

① 府民には常日頃からリスクマネジメントを考え行動してもらう必要があると考えるが、それに向けた本府の取組方策はどうか。

② 災害からの安全な京都づくり条例制定の効果をどのように分析し、今後、条例を基に府民の安心・安全をどのように確保するのか。

答弁：西脇知事

緊急輸送道路のあり方についてでございます。

緊急輸送道路は、災害の直後から救難・救助、物資輸送などのために緊急車両の通行を確保すべき道路であり、府庁と市役所・町村役場、救援物資などの備蓄拠点などを連絡する

幹線道路が指定されます。現在、京都府では、国などの管理道路もあわせて約 1,050km を指定しております。

また、災害時に緊急輸送道路などを使って行われる救援物資などの輸送体制につきましては、広域防災活動拠点など5施設、及び民間倉庫12施設の物資輸送拠点の中から、災害の発生地域や状況に応じたフォーメーションを選択するとともに、協定締結している京都府トラック協会から物流専門家を派遣いただき、会員事業者との調整により迅速に搬送体制を確立することとしております。

一方、道路の異常気象時通行規制区間は、豪雨、地震などの異常気象時において、交通の危険を防止するため、災害履歴に基づいて指定するものであり、現在、京都府管理道路では、40箇所を連続雨量による通行規制区間としており、このうち、緊急輸送道路における通行規制区間は、議員御指摘の通り 15箇所となっております。

京都府では、幹線道路網の機能強化に当たって、防災上の危険箇所を有する道路を優先して整備することとしており、近年では伊根町の国道 178 号蒲入バイパス、宇治田原町の国道 307 号奥山田バイパスなどが完成し、現在も亀岡市の国道 423 号法貴バイパスなどに取り組んでおります。

また、橋梁の耐震化や、法面防災対策についても、緊急輸送道路を優先して取り組んでおり、こうした事業が完了し、安全性が確認できた区間から、通行規制の解除や規制基準の緩和を行っております。

議員御指摘の国道 163 号は、京都府の南部地域を東西に貫く重要な路線であり、第一次緊急輸送道路に位置づけられております。これまで、木津川市の井平尾バイパスや都市計画道路東中央線、南山城村の北大河原バイパスなどを整備してまいりましたが、木津川と急斜面に挟まれた狭隘な谷筋を通り、近隣に適切な代替路がないなど、特に厳しい状況にある路線であり、御指摘のありました、去る 7 月 29 日に木津川市山城町内で発生した法面崩壊でも交通に大きな影響が生じました。

今後、大規模災害が発生し、周辺道路による迂回路が確保できない事態が生じた場合には、国や三重県、奈良県など隣接府県と連携し、広域的な迂回路を設定して緊急輸送のルート

を確保することになりますが、引き続き、笠置町有市における路面冠水を防止するための道路かさ上げなど、国道 163 号自体の強化を進めますとともに、新名神高速道路の開通や府道宇治木屋線「犬打峠」の整備によりまして、山城地域におけるリダンダンシーの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、府民の防災意識の向上についてでございます。

先日も大型台風が相次いで九州地方に接近するなど風水害が全国各地で頻発しており、命を守る上で、事前の備えと早めの避難が大変重要であります。そのためには、府民一人ひとりが防災意識を醸成し、的確な情報によって自ら考え行動できる力を持っていただくことが大切であります。

このため、京都府では、「京都府マルチハザード情報提供システム」を整備し、府民の方々に WEB で簡単に利用していただけるようにしております。

同システムでは、最新のハザード情報を確認できるほか、居住地の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を地図上で重ね合わせて閲覧できるなど、様々な災害危険情報を視覚的にわかりやすく理解いただけるよう情報発信を行っているところでございます。

このシステムを多くの府民に活用していただくため、これまで指導員を養成し、各地域の自主防災組織等の要請に応じて、指導員や府職員が地域に出向き、システムを有効活用した災害時の行動について講習を行っております。

また、地域の河川水位や総雨量等の情報を把握し、適切な避難のタイミングを見極めるための「水害等避難行動タイムライン」を地域ぐるみで作成することを推進しております。

その上で、今年度は消防団・自主防災組織・自治会等がタイムラインなどを活用して、効果的に避難訓練を実施できるよう避難訓練プログラムを開発することとしています。こうした取組を通じて府民の防災意識の向上を図り、災害時に行動できる力を養ってまいりたいと考えています。

また、災害からの安全な京都づくり条例につきましても、防災に関する基本理念を定め、京都府の責務や府民、自主防災組織等、事業者の役割を明らかにし、「災害危険情報の共有」、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」を三本柱として平成 28 年に制定したもの

でございます。

条例の策定効果といたしましては、1つ目の柱の「災害基本情報の共有」では、京都府マルチハザード情報提供システムを整備し、昨年では年間約43万回のアクセス数があるなど、府民との防災情報の共有が着実に進んでいます。

2つ目の柱の「災害に強いまちづくり」では、宇治市、亀岡市、八幡市、久御山町の4市町で条例に基づく協議会が設置をされ、京都府、市町、住民が連携して防災対策に取り組むなど、地域防災力の強化といった効果も見られております。

3つ目の柱の「災害に強い人づくり」では、災害時の声かけ人材をはじめ、自主防災組織の人材育成が進んでいるところでございます。

今後とも、これらの取組をさらに深化させ、府内に広めていくことで、本条例に基づく総合的な防災対策を府民との協同で推進し、安心・安全に暮らすことのできる京都府の実現を目指してまいりたいと考えております。